

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和3年6月7日(月) 開会 13時20分
閉会 14時11分
2. 場所 議事堂(議場)
3. 付議事件
- ①二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(議案第29号)
 - ②二宮町印鑑条例の一部を改正する条例(議案第30号)
 - ③二宮町手数料条例の一部を改正する条例(議案第31号)
4. 出席者 大沼委員長、坂本副委員長、二宮委員、松崎委員、野地委員、杉崎委員、渡辺委員、善波議長
- 執行者側 ①町長、副町長、政策総務部長、政策担当部長、企画政策課長、企画政策班長、健康福祉部長、福祉保険課長、福祉・障がい者支援班長、戸籍税務課長、戸籍住民班長
- 傍聴議員 6名
一般傍聴者 1名
5. 経過

①二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(議案第29号)

<補足説明>

委員長 執行者側より趣旨説明等は事前に配信、配布のとおり。これより質疑を行う。

<質疑>

野地 提案理由の一部に法律等に規定されていないという表現がございまして、今回の条例改正は法律では規定されていないが条例は各自治体で出来るのですかという質問。

企画調整班長 補足資料にもございます通り、このマイナンバーを使った情報連携が出来るものというのは、法定で決まっているものになる。法定で決まっているもの以外に対して、各自治体を使う場合は、この条例に位置付けることで、情報連携の対象とするということが出来る。このことが、独自連携事務といわれている。

野地 今回は障がい者の医療費の助成ということで、限定をされているのですが、他にも活用方法は独自に、色々見い出せるという理解でよろしいか。

企画調整班長

おっしゃる通り、町の方で位置付けることが出来るのですが、今回の障がい者の医療助成の時もそうだったのですが、法律によってこの情報連携は、どここの分野まででしか利用できませんとあらかじめ制限がかかっているものがある。元々二宮町は小児医療とひとり親医療を位置付けていたのですが、同じ保険証を利用する分野について、解禁されたのが、障がい福祉の分野は最近であったということから、ここでの条例の位置づけとなっている。そういった制限がなければ、おっしゃる通り、町の方で利用が出来るものがあるというものになる。

渡辺

先ほどのご説明で今回障がい者医療のことを独自利用事務にしたというのは、制限が緩和されたことによるということだったのですが、それ以外に積極的な理由というのは、あるか。

福祉・障がい者支援班長

障がい者手帳が、現在厚紙を折りたたんで使っているような状況なのですが、今後夏以降、免許証のように、障がい者手帳自体がカード化される見込みになっている。実際の運用はこれから細かく決まっていくのですが、そういった運用の事を考えていきましても、今後情報連携のネットワークシステムを利用した、利便性の向上ということを加味して、このタイミングで実現させていただきたいと思っている。

渡辺

今回、利便性として言われているのが、障がい者の転入・転出、協定している自治体とのやり取りは手続きが簡略化されるということが利便性として説明されていたのですが、実際に転入・転出というのは年間どれくらい頻度というか、回数はあるのか。

福祉・障がい者支援班長

障がい者の枠に限ってのお話になりますが、軽度も重度も含めると、25を超える方ぐらいが転入をされている。その中で、今回情報連携としてあげさせていただきたいのが、5件程度ということで、例年5件程度という数字できている。

渡辺

今後、独自利用を考えている分野というものはあるのか。

企画調整班長

今の二宮町の事業の中では検討しているものはない。

休憩 13 時 28 分

(傍聴議員の質疑：根岸)

再開 13 時 29 分

< 討論 >

委員長

これより討論に入る。

渡辺

議案第 29 号議案について、反対の立場で議論させていただく。今回の条例案はマイナンバー制度をどう活用するかというところにたっていると思うのですが、マイナンバー制度そのものが、全て

のでありますが、これは毎年定額で70万円というものが発生するということなのか、確認させて欲しい。

また、印鑑証明というのは、どの程度の頻度で発行されているのかについても教えて欲しい。

戸籍税務課長

手数料につきましては、町に入ってくるのはその差し引きの金額が入ってくるということで、おっしゃる通り。次に、コンビニ交付のランニングコストということだと思っておりますが、70万円は毎年かかってくる。それプラスコンビニエンスストアに支払う1件117円がその都度、かかってくる。

印鑑証明の交付件数は、町全体で8867件、これが令和2年度の実績。

渡辺

印鑑証明については、一方で印鑑をなくしていこうという動きがあったりする中で、これだけの枚数が発行されているのですが、これだけのお金をかけて、やっていく必要があるのか。

印鑑証明は重要な局面で使うと思う。実務上、イメージがわからないところもあるのですが、どういう手続きになるのか。マイナンバーカードを持っていれば、本人確認は済まされてしまって、実際にはコンビニエンスストアのコピー機で操作するのか、実際の手続きのイメージがわからないので、教えて欲しい。

戸籍税務課長

ここでコンビニ交付を始めたのは、マイナンバーカードを取得する人が増えてきたということで、印鑑証明または住民票がコンビニで取れるようになれば、利便性が高まるということで、ここで始めようということになっている。

コンビニエンスストアで実際に行う手続きですが、マイナンバーカードを持っていれば、取得することが出来る。コンビニエンスストアに設置されている、多機能端末機というもので、タッチパネルで操作をしますが、行政サービスというところから入って、証明関係というボタンに進めて、取得するというので、全てご本人の操作で取得が出来るというものになる。

渡辺

暗証番号の扱いですが必須となり、そういうことで、セキュリティをはかっているということでしょうか。

現実に印鑑証明を取るときに、窓口の対応というのは、機械的にやり取りをしているのか、こういうことに使いますというようなやり取りをしているものなのか。

戸籍税務課長

暗証番号ですが、4桁の暗証番号が必要となる。窓口でのご案内については、印鑑証明はどのような時に取得するものかというご案内は特にしていない。ほとんどの方がどこかに提出するという目的があって、取得するものだと思いますので、ご相談やご質問等があったら、その都度お答えをしているという状況。

野地

新旧対照表の10条について、確認させて欲しい。ここには印鑑

登録証とあり、この印鑑登録証というのは白っぽいカードの事だ
と思うのですが、今まではその白いカードが必ず必要だったが、
これからは身分証明書、免許証があれば、印鑑登録証はいりませ
んということを行っているのか。また、身分証明書等というのが
マイナンバーカード、免許証とは思いますが、例えば健康保険
証、その他、どこまでがこの等に含まれるのか、教えて欲しい。

戸籍税務課長

印鑑証明は今までは必ず印鑑登録証が必要だったのですが、こ
れからはカードがなくても身分証明書を提示していただければ、
発行が出来るというもの。身分証明書等というのは、この印鑑条
例にも条文があるのですが、最初印鑑を登録するときには、写真
が付いた免許証のような官公庁が発行した身分証明書の提示をお
願いしている。それと同じ身分証明書ということになる。

野地

今、免許証しか持っていないのですが、窓口に行って、印鑑証
明書をくださいと言えば、もらえるということで、間違いないか
という確認と、身分証明書等の等をどう理解するかということ、
もう少し具体的に教えて欲しい。

戸籍税務課長

おっしゃる通り、免許証だけを持ってきていただければ、発行
することが出来るようになる。身分証明書等なのですが、一般的
にいうと、免許証、パスポート、マイナンバーカード、代表的な
ものはこのようなものである。

休憩 13 時 53 分

(傍聴議員の質疑：根岸、羽根)

再開 13 時 55 分

< 討論 >

委員長

これより討論に入る。

渡辺

議案第 30 号議案について、反対の立場で討論させていただく。
基本的にはこのコンビニエンスストアでの印鑑証明の発行はマイ
ナンバーカード普及のための方策とみている。私はマイナンバー制
度そのものに疑問を抱いていますので、そういう普及のための方策
であるから、賛同しかねる。さらに、今年度の予算を見ますと、70
万円の固定費は発生すると、約 2000 円強を印鑑証明と住民票に払
うということになると思うのですが、1 件あたり平均すると、344
円ということで、これに 117 円が加わるわけですから、相当の金額
を町が負担しなければいけない。合理性についても問題があるの
ではないかと思っている。印鑑証明については、疑問があれば、役場
では相談に乗るといふことがあるということですが、コンビニでは
聞くことが出来ないの、そういう所が疑問に感じておりますので、
そういう理由から 30 号議案には、賛同しかねるといふことで、反
対する。

<採決>

委員長

それでは議案第 30 号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数である。よって議案第 30 号は可決と決定する。

③二宮町手数料条例の一部を改正する条例（議案第 31 号）

<補足説明>

委員長

執行者側より趣旨説明等は事前に配信、配布のとおり。これより質疑を行う。

渡辺

これは、法律で進められているということで理解してよろしいか。コンビニエンスストアでは5人を超えても1件として出てくるけれども、町では5人を超えともう1件になるので、その整合性を取るということで理解をしてよろしいか。住民票こそ、範囲が違うじゃないですか。例えば、全体の写しがいるとか、一人の人の写しがいるとか。そういう違いなども、当然聞かれると思うのですが、コンビニ交付するとなると、誰が質問に答えることになっているのか。

戸籍住民班長

コンビニ交付の関係はおっしゃる通りで、5件以上で300円ということで、金額設定が複数出来ないのも、コンビニ交付にあわせて、窓口でも1件300円ということになっている。住民票の交付については、例えばマイナンバーを入れたり入れなかったりなど、タッチパネルで選択できるような形で操作できるように準備を進めている。

戸籍税務課長

住民票の交付については、住民基本台帳法という法律に基づいて進められている。そちらの法律に基づいて今回のコンビニ交付も行うということになる。コンビニエンスストアの店員も用途などそういった所は難しいかもしれませんが、タッチパネルの操作方法の質問には答えていただけると思っておりますので、そういった形で対応していただけたらと思っている。

渡辺

住民票は、世帯全員分がいるとか、一人だけでいいとか、判断しかねる部分が結構あって、役場で取るときは担当に聞くことが出来ますが、店員にそこまで聞けるのかということをおたずねする。この条例があってもなくても、国の方で進めてしまっていて、コンビニエンスストアでの交付は進んでしまっているという理解でよろしいか。

戸籍税務課長

コンビニエンスストアの店員だとそういったご質問には答えられない部分もある。その場合は、事前にお問い合わせいただいたり、役場や町民サービスプラザにご相談いただきたいと思います。法律で進んでいるのかということですが、おっしゃる通りで、法律でコンビニ交付に対応が出来るような形で進んでいるということ。

委員長 今、印鑑証明と住民票あわせるとどれくらいの件数取得されているのか。

戸籍税務課長 令和2年度の実績を申し上げますと、住民票は1万997件、印鑑証明が8867件。

休憩 14時03分

(傍聴議員の質疑：露木)

再開 14時07分

<討論>

委員長 これより討論に入る。

渡辺 議案第31号議案について、反対の立場で討論をする。第30号議案と同様に、コンビニ交付というのはマイナンバーカードの普及の方策となっていると考えている。人数によってコンビニ交付と役場での手数料が変わってしまうので、それが是正されるということには、異議がない。ただ、一方でマイナンバー自身の問題もありますが、番号そのものの活用というのも始まっているとは思いますが、カードというのは質的に違う問題だと感じている。保険の情報とかもこれから載せていこうという考えも出されていて、まさに個人情報丸ごと持ち歩くということになっていく。過剰な宣伝、インセンティブ、例えば5000円もらえるだとか、そういうまでやっているわけですが、そういう背景には、本当に町民にとって必要性があるか、要求に根本的に答えるものかというのは、非常に疑問があつて、必要性が低いからこそそういう風なことをやっているのではないかと考えている。ですから、コンビニ交付というのは、使える方にとっては、あればよい、便利だというサービスだとは思いますが、根本的には町民の要求かというところには疑問を感じる。先程の説明にもありましたように、住民票の扱いなどについては、コンビニ店員で答えられるところには限界があるわけで、そういう意味では、人間と人間がきちんと話をするというところを行政の基本に置くべきだと考えている。そのことによって、職員も町民の状況がよくわかるということになると思う。今回ワクチンの問題でもデジタルデバインドと言いますか、ウェブ予約が出来る出来ないというところで、差が広がっているというところが出ていますけれども、このコンビニ交付の拡大というのは、ITを使いこなしていない、またマイナンバーカードを持っていないという人に非常な同調圧力をかけているように感じる。国の事業として進められているとしても、町の方がそれに合わせて施策をうつということは必要がないと考える。

<採決>

委員長 それでは議案第31号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数である。よって議案第 31 号は可決と決定する。
これを持ちまして、本委員会に付託された案件をすべて終了とする。

閉会 14 時 11 分